

国 内 経 済 要 錄

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

ニューヨークにおける市中金利の変動に伴い、本行はアメリカ合衆国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次のとおり引き下げた。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
5月1日	日歩8厘	日歩7厘

◇非居住者預金勘定に対する振替性の付与および証券投資に対する規制の緩和

政府は、5月1日以降非居住者預金勘定制度を改正し、新勘定に対して非居住者間の振替を認めることによりいわゆる資本円的性格を付与するとともに、証券投資規制を次のとおり緩和した。

- (1) 外資法により元本などの外貨送金保証を得て取得した証券は引き続き2年以上所有していれば、その売却代金は全額外貨送金しうる。
- (2) 上記証券を取得後2年以内に売却した場合の売却代金ならびに非居住者預金勘定を払い出して取得した証券の売却代金は、非居住者預金勘定に預入しうる。
- (3) 非居住者預金勘定を払い出して、取得日から償還期日まで2年以上の社債を取得した場合には、当該社債の償還金について外貨送金を認める。

なお、以上の措置に関連し、5月11日から売却代金などの非居住者預金勘定への預入を認められている証券の利子、配当金について、外貨送金の制限を免除する措置をあわせて実施した。

◇固定資産の耐用年数改正

大蔵省は、技術革新と自由化に備えて企業の体質改善を促進するため、4月25日省令を改正して有形固定資産耐用年数の大額短縮などを実施した。

今回の改正で注目される点は次のとおり。①機械装置の耐用年数短縮が中心となり、平均22%（4年程度）短縮されたこと、②新規産業の発生や新製造設備の増加に応じて、設備の種類を細分化した結果、設備区分は従来の591から959となったこと、③改正にあたっては、操業度の高くなっているものや、陳腐化の現象、流行の変遷による設備取替えの状況など細かい点に考慮を払ったこと、④中小企業や農業関係の機械化の必要性を織り込んだこと、⑤廃止された3年間5割増し特別償却制度の効果を改正年数の中に盛り込んでいること。

なお改正耐用年数は、個人の場合は36年分から、法人の場合は36年4月期決算から適用される。